

空き家の除去について

【施工予定業者の方へ】

- 空き家の除去申請に当たり、下記の「所有者等の方へ」をご覧になり申請者へ必ず意思を確認した上で下記【所有者等の方へ】に記載（□内にレ点・押印）の上、本書も申請書に添付してください。
- 建物内部の収容物及び廃棄物処理費用は補助対象となりません。
- 物置や居宅など一体とみなされる建物を同時に全部除去することが補助要件となりますので、必ず同時に申請・施工してください。
- 施工後、整地し砂利等を敷設した上で更地としてください。単に土砂を埋め戻したのみや雑草等が繁茂している状態では、補助は認められません。
- 補助決定後、直ちに施工し、補助の実績報告書は遅延なく提出してください。
積雪後の施工は現地確認できませんので、極力、積雪前に完了してください。

施工予定業者確認印 (印)

【所有者等の方へ】 下記確認の上、□内にレ点を記入してください。

(1) 増毛町では住宅リフォームの補助制度がございます。建物の築年数等にも寄ると思いますが、補助制度をご利用し、住宅リフォームを検討してみませんか。

- 住宅リフォーム補助制度を利用し、リフォームを検討する。
- 住宅リフォーム補助制度は利用しない。
- その他（)

*住宅リフォームに関するお問合先 増毛町役場建設課 TEL.0164-53-1115

(2) 増毛町では公式ホームページにも掲載の「空き家・空き地バンク」登録制度がございます。建物の築年数等にも寄りますが、登録の上、「賃貸」「売買」などを検討してみませんか。但し、登録しても契約までに至らないこともありますのでご了解ください。

- 空き家バンクを検討する。
- 空き家バンクは利用せず、建物は除去する。
- 空き家バンクは利用せず、建物の除去後（更地）に空き地バンクを利用する。
- 空き家・空き地バンクのいずれも利用しない。
- その他（)

*空き家・空き地バンクお問合先 増毛町役場企画財政課 TEL.0164-53-1110

(3) 建物を除却した場合、固定資産税額が変動することがあります。

- ① 家屋 除去により、課税から非課税になることがあります。
もともと非課税だった場合は変動ありません。
- ② 土地 除去により、小規模軽減措置が非適用となり、非課税から課税になることがあります。除去により、課税額が上昇することがあります。

- 除去の申請をする場合、上記の①②について了解します。

*固定資産税お問合先 増毛町役場税務課 TEL.0164-53-1114

申請者確認印 (印)

***申請者に確認の上、申請書に本書を添付してください。**